

〔増鏡二新島もり〕承久も三年になりぬ、四月廿日御門徳順〇おりさせ給、春宮恭仲〇四にならせ給にゆづり申させ給、ちか比みなこの御よはひにて受禪ありつれば、これもめでたき御行すゑならむかし、

〔増鏡三藤衣〕さておなじ四日年貞永元〇おりぬさせ給、堀河御なやみ重きによりてなりけり、こぞの

二月、后の宮子藤原の御はらに、一の御子條四いでき給へりしかば、やがて太子にたゝせ給しぞ

かし、略中今上條四は二さいにぞならせ給、あさましきはどの御いはけなさにて、いつくしき十

善のあるとにさだまり給事、いとゆゝしきまでさきの世ゆかしき御ありさまなり、むかし近衛

院三さい、六條の院二さいにて位につき給へりし、いづれもいとこゝろゆかぬためしなり、

〔帝王編年記後二十七〕正應二年四月廿五日、立太子、永仁六年七月二十二日、受禪、

〔皇年代略記後光嚴〕應安四年三月廿三日、讓位於皇子緒仁親王、後融〇今日先爲皇太子、

〔椿葉記〕その頃將軍義満〇は幼少にて、執事細川武藏守頼之朝臣、天下の事はとりさた申はどに、

内裏にては、近き臣ども内談ありて、御讓國のさたやうく風聞せしかば、伏見殿光崇〇より榮仁

親王崇光〇踐祚の事、後深草院以來、正嫡にてまします御理運の次第を、日野中納言教光卿を勅

使にて武家へ仰せらる、御返事は聖斷たるべきよしを申す、承久以來は武家よりはからひ申す

世になりぬれば、いかにも申沙汰せらるべき由を再三仰せらる、御理運勿論とはぞんじ申なが

ら、内裏光後〇より別して頼之朝臣を頼み仰せらるゝによりて、所詮いづかたの御事をもいろひ

申まじき由を申て、つひに一の御子融後〇に御讓位ありぬ、武家ひとへに最負申うへは、方およば

ざる次第なり、ざるほどに本院光崇〇新院光後〇殿たちまち御中あしくなりて、近習の臣下もこゝろ

こゝろに奉公ひきわかる、兄弟の御中にも御位のあらそひは、昔よりあることなれば、ちからな

き事なり、